# 起業支援金オンライン説明会

# 移住支援金制度の紹介

令和4年4月22日(金)







# 制度の概要について

○移住支援金とは? 東京圏(東京都、千葉県、神奈川県)から埼玉県内の9市町村に移住し、 起業した方(埼玉県起業支援金の交付対象者に限る)等に対して移住支援 金最大130万円を支給する制度。

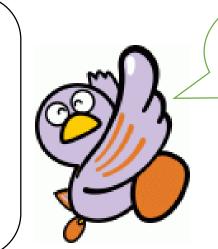


#### 新着情報

令和4年度からは、 世帯申請者が18歳未満の子どもを連れて 移住する場合、30万円を加算して支給します。

# 移住支援金の対象になるには?

- ○単身(60万円)の場合
  - ①~④の要件を全て満たす方が対象となります。
- ○世帯(100万円)の場合
  - ①~⑤の要件を全て満たす方が対象となります。
  - ①移住元に関する要件
  - ②移住先に関する要件
  - ③起業に関する要件
  - ④その他の要件
  - ⑤世帯に関する要件



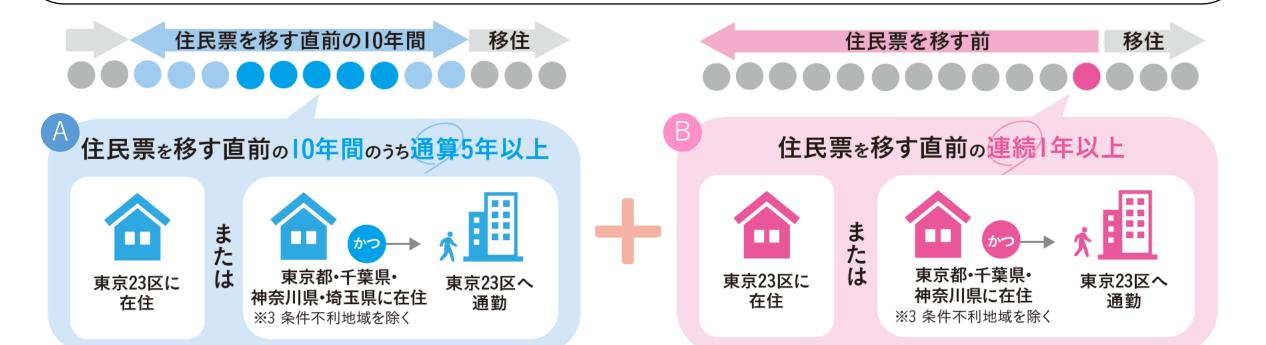
これから 要件を順番に説 明するトン!

## 対象者の要件① (移住元に関する要件)

#### ○移住元に関する要件

次の(A)と(B)の両方に該当すること

- (A) 移住直前の10年間のうち、通算5年以上、①東京23区内に在住又は②東京圏(東京都、 埼玉県、千葉県及び神奈川県)(※)に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
- (B) 移住直前に連続して1年以上、①東京23区内に在住又は②東京都、千葉県及び神奈川県(※) に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
  - ※過疎法・山村振興法に定められる条件不利地域を除く



## 対象者の要件① (移住元に関する要件)

【令和4年7月に移住する場合の在住・通勤年数の例】

(例1) ①練馬区に3年間在住 → ②横浜市在住で渋谷区に2年間通勤中 H24.7

愛知県在住

3年間 練馬区在住

大阪府在住

2年間 横浜市在住 渋谷区勤務

R4.7

R4.7





(例2) ①さいたま市在住で新宿区に3年間通勤 → ②横浜市在住で渋谷区に2年間通勤中

H24.7

北海道在住

3年間 さいたま市在住 新宿区勤務 2年間 横浜市在住 渋谷区勤務





(例3) ①横浜市在住で渋谷区に2年間通勤 → ②さいたま市在住で新宿区に3年間通勤中

H24.7 R4.7

茨城県在住

2年間 横浜市在住 渋谷区勤務 3年間 さいたま市在住 新宿区勤務



# 対象者の要件② (移住先に関する要件)

#### ○移住先に関する要件

次の(A)と(B)の両方に該当すること

(A) 県内対象地域9市町村に移住した(住民票を移した)こと。

<対象市町村>

秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

(B) <u>移住支援金の申請時において移住後3か月以上1年以内</u>であり、かつ、<u>移住した市町村</u>に移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。



## 対象者の要件③(起業に関する要件)

#### ③起業に関する要件

<u>埼玉県起業支援金補助事業の交付決定を受けており、かつ移住支援金の申請時において当該</u> 交付決定日から1年以内であること

### 対象者の要件④(その他の要件)

- **④その他の要件**(下記の(A)及び(B)に該当すること)
  - (A) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
  - (B) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、 定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

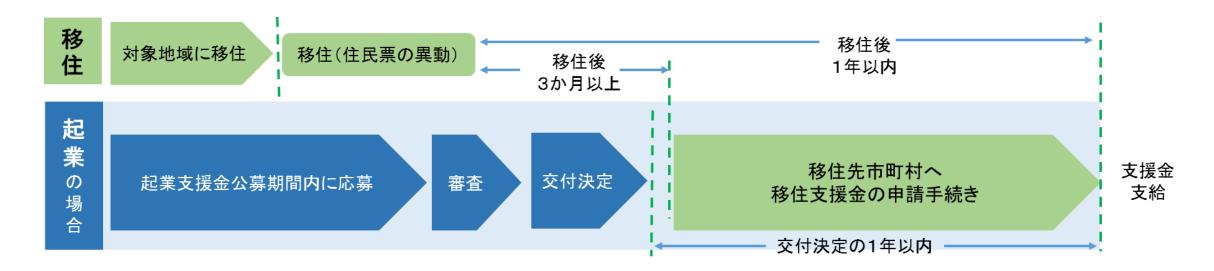
## 対象者の要件⑤(世帯に関する要件)

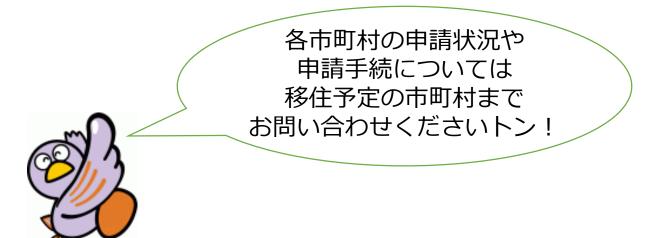
- ⑤世帯に関する要件(下記の(A)~(D)全てに該当すること)
  - (A) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
  - (B) 申請書を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (C) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後3ヶ月以上1年以内であること。
- (D) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。



上記の要件を満たす世帯申請者が子ども(18未満の方)を連れて移住する場合は30万円を加算して支給します。(<u>令和4年度からのからの制度拡充内容</u>)

### 移住支援金申請までの流れ





# ご清聴ありがとうございました。





#### 埼玉県の移住情報を今すぐチェック!

「住むなら埼玉!」移住・定住情報 (埼玉県ホームページ)

【お問い合わせ先】

埼玉県地域政策課

電話:048-830-2773 FAX:048-830-4741

E-mail: a2760-01@pref.saitama.lg.jp